

地域番号	使用地域（都道府県）	重力加速度の範囲：m/s <sup>2</sup>
1	釧路市、北見市、網走市、留萌市、稚内市、紋別市、根室市、宗谷総合振興局管内、留萌振興局管内、オホーツク総合振興局管内、根室振興局管内、釧路総合振興局管内	9.804～9.807
2	札幌市、小樽市、旭川市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、恵庭市、石狩市、北広島市、石狩振興局管内、後志総合振興局管内、上川総合振興局管内、空知総合振興局管内	9.804～9.806
3	函館市、室蘭市、帯広市、苫小牧市、登別市、伊達市、北斗市、渡島総合振興局管内、檜山振興局管内、胆振総合振興局管内、日高振興局管内、十勝総合振興局管内	9.803～9.806
4	青森県	9.802～9.804
5	岩手県、秋田県	9.800～9.804
6	宮城県、山形県	9.799～9.802
7	福島県、茨城県、新潟県	9.798～9.801
8	栃木県、富山県、石川県	9.797～9.800
9	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（八丈支庁管内、小笠原支庁管内を除く）、福井県、京都府、鳥取県、島根県	9.796～9.799
10	神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県	9.795～9.798
11	東京都（八丈支庁管内に限る）、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県	9.794～9.797
12	熊本県、宮崎県	9.794～9.796
13	鹿児島県（奄美市、大島郡を除く）	9.794～9.797
14	東京都（小笠原支庁管内に限る）	9.794～9.795
15	鹿児島県（奄美市、大島郡に限る）	9.791～9.794
16	沖縄県	9.789～9.792